

主な施設整備の仕様については、以下のとおりです。

施設整備の要件

（１）施設要件

- ① 設置箇所については、当該小学校から、徒歩 500m圏内で、小学校 1 年生が徒歩で来所することができる位置であること。
- ② 利用児童が、学校から当該児童クラブまでのルートとして、安全に通行できるルートを確認し、経路図を提出すること。
- ③ 保護者の送迎用駐車スペースが十分に確保されていること。

（２）必要な設備

専用区画	児童の遊びや生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画（静養スペース）を、児童 1 人につき 1.65 m ² 以上を確保すること。
設備又は備品等	専用区画の他にトイレ、事務室を設置。 付帯設備として、下駄箱、手洗い場、ランドセルロッカー、キッチン、冷暖房、専用電話（固定電話、携帯電話その他保護者等が直接連絡可能な手段）を整備。 その他育成支援の提供に必要な設備又は備品等を整備すること。 また、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けることとする。 なお、敷地外又は建物外に出ることができる 2 方向の避難経路をできるだけ確保すること。

<備考>

- ① 壁芯面積ではなく内法面積で 1.65 m²を確保すること。なお、固定家具等（容易に移動ができない家具等含む。）については、それらを配置する部分の面積については、専用区画として算入しない。
- ② 専用区画若しくは設備又は備品等は、衛生面又は安全面が確保されていること。
- ③ 専用区画に加えて複数の場の確保に努め、柔軟な育成支援に対応できるようにすること。

（３）2 方向避難の考え方について

- ① 児童クラブの施設に非常口を 2 か所設置するもので、一方の避難経路上で、火災が発生した場合等に、もう片方の避難経路が使用できなくなるような事態が生じないような場合をいう。
- ② 非常口は、児童クラブの施設に設置される出入り口を指すものであり、建物全体を児童クラブが専用する場合にあっては、各部屋及び当該建築物にそれぞれ 2 か所以上設置されている必要があり、複合ビルの一部を児童クラブとして使用する場合にあっては、児童クラブとして専有する部分及び当該建物にそれぞれ 2 か所以上設置されている場合をいう。
- ③ 避難経路は、各部屋等から建物外に出て公道まで退避することができ、2 経路以上確保できる場合をいう。なお、基本的に避難経路の重複は不可とし、幅 1.5メートル以上を確保することが望ましい。
- ④ 避難に際して、公道に出るまでの間、私道や隣地の通路等を避難経路とする場合は、当該部分を児童クラブの避難経路として使用することについて、当該私道等の所有者との覚書等を取り交わすようにし、経路使用に支障がないようにすること（私道等が当該児童クラブ敷地の所有者である場合は不要とする。）。

- ⑤ 児童も利用する避難経路としての安全対策上、はしご又はエレベーターでの避難を2方向避難とみなすことはできない。

※ 上記内容についてご不明な点がある場合は、別途ご相談ください。

(4) その他の留意事項

- ① 運営法人は継続して事業を行うこと。また、建物の所有権若しくは賃借権を有し（賃借、地上権などにより、法的に占有権限があること。）又は確実に有する見込みがあること。
- ② 土地又は建物について、使用貸借契約や共有による確保等は、原則として認めない。ただし、共有者の許可を得られる場合を除く。
- ③ 建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、個人事業税、都市計画税等を滞納していないこと。
- ④ 児童クラブの施設整備に関して、事業の円滑な実施のため事業者の責任において地域関係者、近隣住民等へ十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。
- ⑤ 児童クラブ関係者や緊急車両、ごみ収集車等が一時駐車できるスペースなども確保することが望ましい。
- ⑥ 施設の設計や工事に当たっては、地域関係者、近隣住民等からの要望に配慮し、可能な限り対応すること。また、事業者の責任において解決を図るよう努めること。
- ⑦ 日照や景観、プライバシー等について、地域関係者、近隣住民等に配慮したものとすること。
- ⑧ 開設後も地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。
- ⑨ 提案する施設は、児童クラブとして使用する旨、貸主の了承を得ておくこと。
- ⑩ 建築基準法による児童福祉施設等の用途として、設計を確定する前に、建築基準法や消防法等をはじめとする建築基準関係法令に適合させ、確認申請などの必要な手続きを行うこと。また、設計者は、宮崎市都市整備部建築行政課や管轄の消防署等に必ず相談し、その指導に従うこと。
- ⑪ 計画地には都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レットゾーン）を含まないこと。併せて浸水想定区域や土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）に該当する場合は、企画提案書（様式8-10号）にその旨を明記し、当該区域内であることを踏まえた災害対策について記載すること。
- ⑫ 既存の建物を使用する場合は、検査済証（検査済証を紛失している場合は宮崎市都市整備部建築行政課が発行する証明書）の提出が必要であり、かつ、建築基準法による用途変更が確実にできるものとして、放課後児童健全育成事業所として使用するための施設基準を満たす建築物であること。
- ⑬ 原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物（新耐震基準）。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断を受け、 I_s 値（構造耐震指標）が0.7以上かつ、 q 値1.0以上若しくは、 $C_t u S_d$ 値0.3以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物、 I_w 値が1.1以上の木造の建築物は、対象となることがある。
- ⑭ 建物の用途は、建築基準法と同様に「児童福祉施設等（福祉施設）」とし、建築基準関係規定である「宮崎市福祉のまちづくり条例（以下「宮崎市バリアフリー条例」という。）」に適合させること。また、適合通知書について、後日、提出すること。
- ⑮ 設計に当たり、その他宮崎市関係条例等については、必ず事前に関係部署に相談し、その指示に従うこと。